

OTC 類似薬
1/4 追加負担の
範囲について①

皮膚科への影響は甚大！ ステロイド外用薬は例外なく追加負担

厚労省は8月5日に、OTC 類似薬の 1/4 追加負担となる対象範囲の案をとりまとめました。追加負担を求めない「配慮措置」については、適用はごくわずかの慢性疾患患者に限定される見通しです。

◆保湿剤等もほとんどが追加負担の対象に

特に、ステロイド外用薬については、急性増悪時の短期使用が中心であることから、慢性・再発性疾患に使用していたとしても追加負担の対象とされました。

また、皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤についても、アトピー性皮膚炎以外の皮膚疾患に使用する場合は、追加負担の対象とされました。(一部重症者に対する経過措置あり)

◆“皮膚科の保険診療が壊される”との声も

長期にわたっての医学的管理が必要な慢性疾患であっても追加負担の対象とされたことで、診療への影響が強く危惧されています。日本皮膚科学会も「ステロイド外用薬は治療の根幹となる薬剤であり、(中略)別途の負担を求めない取扱いとすべき」と要望しています。

◆来年3月施行を撤回させるため、下記の請願署名にご協力をお願いします。

FAX 06-6568-2389 大阪府保険医協会【担当:和田】

皮膚科領域の

追加負担の対象薬剤(例)

リンデロン-V

ベトネベート、ベトネベート N

ロコイド

デキサメタゾン

ヒルドイド

ベシカム

スタデルム

衆議院議長殿／参議院議長殿

請願事項

ロキソニンやアレグラなど、77成分・約1100品目の薬について、追加負担をやめること

住 所：

医療機関名：

氏 名：

※ゴム印でも
結構です。

ご意見など

医療機関での患者(スタッフ)向け署名に

☐協力する → 署名用紙(5名連記)()枚 ☐A5判リーフレット()